

○ 金 融 序 告示第十三号
農林水産省

農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十一号）並びに関係法令の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

金融庁長官　畠中龍太郎

農林水産大臣　郡司 彰

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例）

第一条 平成二十六年三月三十日までの間、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 金 融 序 告示第二号）第四条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ

対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額」とあるのは「の額」と、同告示第十二条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、新株予約権」とあるのは「新株予約権」とする。

（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例）

第二条 平成二十六年三月三十日までの間、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 金融庁 農林水産省告示第三号）第四条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差

額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額」とあるのは「の額」と、同告示第十二条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、新株予約権」とあるのは「新株予約権」とする。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件の特例）

金融監督庁
大蔵省告示第十五号（農業協同組合及び農業協同
農林水産省

第三条 平成二十六年三月三十日までの間、平成十年

組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件（第一条中「、基本的項目の額（）」とあるのは「、基本的項目の額（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第十三号。次条第一項において「特例告示」という。）第一条の規定により読み替えて適用する」と、同告示第二条第一項中「告示第十二条」とあるのは「特例告示第一条の規定により読み替えて適用する告示第十二条」とする。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整を定める件の特例）

金融監督庁

第四条 平成二十六年三月三十日までの間、平成十年大蔵省告示第十九号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整を定める件）第一条中「、基本的項目の額（）」とあるのは「、基本的項目の額（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第十三号。次条第一項において「特例告示」という。）第二条の規定により読み替えて適用する」と、同告示第二条第一項中「告示第十二条」とあるのは「特例告示

第二条の規定により読み替えて適用する告示第十二条」とする。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十二条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件の特例）

第五条 平成二十六年三月三十日までの間、平成十八年 金融庁 農林水産省 告示第二十号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十二条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件）中「額は、「とあるのは、「額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年 金融庁 農林水産省 告示第十三号）第一条の規定により読み替えて適用する」とする。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十四条の二第二項の規定に基づき、水産業協同組合法第十二条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件の特例）

第六条 平成二十六年三月三十日までの間、平成十八年 金融庁 農林水産省 告示第二十一号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十四条の二第二項の規定に基づき、水産業協同組合法第十二条の六第一項第一号

に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件）中「額は、」とあるのは、「額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融農林水産省告示第十三号）第二条の規定により読み替えて適用する」とする。

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の特例）

第七条 平成二十六年三月三十日までの間、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融農林水産省告示第四号）第一条中「用語は、」とあるのは、「用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融農林水産省告示第十三号）第一条の規定により読み替えて適用する」とする。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の特例）

第八条 平成二十六年三月三十日までの間、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融農林水産省告示第五号）第一条中「用語は、」とあるのは、「用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年金融農林水産省告示第十三号）第二条の規定により読み替えて適用する」とする。

附 則

- 1 この告示は、平成二十四年六月三十日から適用する。
- 2 この告示は、平成二十六年三月三十日限り、その効力を失う。